

	学習活動	予想される児童の反応	教師の支援
5分	<p>【前時の復習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約の成立時期を確認する。 ・今日の学習内容を知る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約には「申し込み（申し出）と承諾」が必要であることを確認する。
<p>買い物でトラブルにあったらどうしよう！（本当にトラブルかな？）</p>			
10分	<ul style="list-style-type: none"> ・班に1種類の「トラブルカード」を配布。（ワークシートの(1)冒頭の記号に○を付け、自分が考えることになったトラブルを□に書き足す。） A: シュークリームの数不足。 B: プリンの賞味期限切れ。 C: 通販でサイズ違い。 D: 他の店にいい品物発見。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どれに当たるかな。 ・面白そうだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中でいつどんなトラブルに遭遇するかわからないので、「トラブルカード」は児童に選択させずに、配布する。 ・ワークシートを全員に配布。
10分	<p>【班学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブルにあった場合どうすればよいか考える。 ・相談しながらワークシートの(1)①②に書く。 	<p>(※予想される解答例を参照。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルの原因から買い物をした人がとるべき解決策を考えさせる。((1) ①) ・買い物をした人の立場のみならず、お店の人の立場にもたって考えさせる。((1) ②)
10分	<p>【班ごとの発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートの(1)①②について。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自分の「トラブルカード」と似ているところを考えながら聞かせる。
10分	<p>【全体学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)①②についてみんなの意見・共通点等をクラスの全体でまとめていく。 ・(2) トラブルの予防についても考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が買おうとしたものと買ったものが違うと困る。 ・解決に向けて自分から売った人に働きかける。 ・トラブル内容を自分の言葉で説明する必要がある。 ・品物の情報を集める。 ・品物があるか確認。 ・思い違いがないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の①と②を考えると(2)のトラブル予防につながることを気づかせる。
5分	<p>【個人学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル回避の方法についてまとめる。 ・ワークシートの(2)に書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・品物の情報は大事。 ・品物の確認も大事。 ・コミュニケーションも大切。 ・よく考えて契約する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机間指導しながら、書きにくい児童にアドバイスする。
5分	<p>【書いた人の発表】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えとの違いを考えながら聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2～3名発表を促す。 ・契約の前にしっかり確認すれば防げるトラブルであったことに気づかせる。

指導を始める前に

買い物のトラブルは、いつ、どんなことが起こるか分からず、私たちおとなでも、想定外の事態にまごつくこともあると思います。本時で教師がトラブルカードをランダムに配布するわけは、そういう突然のトラブルを児童にも疑似体験させてみようという趣旨からです。クラスの状況に応じて、この部分に時間を割かない方法をとっていただいても構いません。

自分に突然起こったトラブルを確認するため、ワークシートの冒頭に、自分が受け取ったカードの記号に○を付け、そのカードの見出し（トラブルの内容）の下線部分を 枠内の言葉に続けて書き足す作業をしてもらうようにしています。クラスの状況に応じてこの作業を省略したい場合は、予めそれぞれのカード別にトラブル内容を書き込んだワークシートとして加工してご使用いただいても構いません。

【A】 シュークリームの数がたりない

代金を払って商品を受取るときに、買う人も売る人も、品物が間違っていないか、数や中身が間違っていないか、お互いによく確認するようにすれば、こんなトラブルは起こらなかったよね。買い物では、確認することがとても大切なんですよ。

本問のテーマ： 契約するときも、品物を受け取るときも、よく確認しよう！

シュークリームを間違いなく6個注文したにもかかわらず、お店が箱に5個しか入れていない場合、お店の商品を引渡す責任（義務の履行）が不完全で、お店に過失があることとなります。この場合、その箱に入ったシュークリームをそのままお店に持って行き、事情を説明して不足分を引渡してもらう、あるいはとりあえず電話で事実を伝えて後日引渡してもらうなど、いろいろな対応方法が考えられます。

とはいえ、私たちも経験がありますが、「6個ください」と言うつもりだったのに間違えて「5個ください」と言ってしまうこともあります。本当に言い間違えてなかったか、時間がたつほど分からなくなります。お店側にとっても、本当に間違えたのか、お客さんの勘違いやうそではないのか、過失がどちらの側にあるのかによってその後の対応も変わってくるはずなのに、間違いがあったその時点よりも後になるほどその確認をするのはとても困難です。

このようなことが起こらないようにお店はどのような工夫をしているかを児童たちに問うことにより、多くのお店が、商品を箱に入れた後、買った人にその状態を見せることによって、間違いがないようにしていることに気づいてもらえればと思います。契約は、成立する前の段階で何を買うかよく調べて、選んで、確認して決めることが大切ですが、その後の代金の支払い、商品の受け取りの場面でも、契約したとおりの内容、この事例では6個のシュークリームの引渡しがあったかをお互いに十分確認することが重要であることに気づかせてあげてください。

児童によっては、5個のシュークリームを6人で分けて食べる、くじびきをするなどの解答も出てくるかもしれませんが、本教材のねらいをご理解いただいたうえ、契約の問題として思考する方向に導いていただければ幸いです。

【B】 プリンの賞味期限が切れていた

商品には、いろいろなマークや中身についての説明（表示）がついています。同じ商品に見えても、マークや表示が違っているものがあります。食べ物には、おいしく食べられる日にちを示す「賞味期限」が書いてあって、よく確認して買い物をしないと食べられないかもしれないね。お店の人も間違えて賞味期限切れの食べ物を売らないようにしないといけないね。マークや表示を確認することも大切だね。

本問のテーマ： マークや表示も、よく確認しよう！

食品は、食べるための商品ですから、その販売店は、おいしく安全に食べられるものを販売しなければなりません。プリンのような洋生菓子であれば、お店は賞味期限内のものを提供する必要があります。とはいえ、買う人の側も、その場で賞味期限切れと気づいていればそれを買って帰ることもなかったわけですから、やはり、契約が成立する前に、商品をしっかり調べて、選んで、確認して決めることが大切であることを、繰り返しご指導ください。

さて、賞味期限が切れていることに気づいた買った人（消費者）は、気づいた時点ですぐにお店に電話

をして、その後の対応などについて尋ねたり、実際にお店に持参して返品や交換の相談をしたりすべきでしょう。できればすぐ現物を持参する方がいいですが、都合により後日になる場合は、念のため写真を撮っておくといいですね。レシートには購入した日時も記載されており双方の確認にも役立つため、こうした資料を保管し持参する等の行動が望ましいことを児童たちに伝えてください。

お店側も、このような期限切れ商品を間違えて販売しないように売り場での陳列状態を再確認したり、買った人が食べてしまった場合は食中毒などの健康被害がなかったか確認したりと、様々な対応が必要になります。でも、お客さんからこういうことがあったという知らせがあると、同じ間違いを繰り返さないように、売り場における品質管理の工夫や、賞味期限に気づきやすい表示の工夫をするなど、お店が良くなるきっかけになることもあります。買う側と売る側の両方の視点で、消費生活をより良いものにしていくには双方がどうすればよいのか考えることが大切であることも児童たちに気づかせてあげてください。

【C】セーターが小さかった

インターネットやカタログで商品を見て通信販売で買うときは、大きさや色、形、さわりごち、においなど、実物を見て買うことができないよね。でも、通信販売で買い物をするときも、実際のお店で買うときと同じで、いったん売買契約が成立すれば、勝手な理由で契約をなかったことにはできません。中には、返品や交換に応じてくれるきまりのお店もあるけれど、全部ではないし、いろいろ条件がつくこともあります。だからやっぱり、契約が成立する前に、よく調べて、選んで、確認してから決めなければなりません。実物が見られない分、よく調べなければいけないことも多くなるよね。

本問のテーマ：通信販売は、調べること、確認することがいっぱいあるよ！

通信販売については、インターネット経由で利用されているものが多いと思います。ネット通販での買い物も、基本的な考え方は第1時で学んだ「買い物の仕組み」と同じです。ただし実店舗とは異なり買う人（消費者）と売る人（お店）が直接顔を合わせて契約をするわけではないので、買う人の「買います」という申込みの通知はWEB上で行われ、お店の「売ります」という承諾の通知も、メールやWEB上の画面に表示させることで行われます。

ネット通販やカタログ通販には、自分の好きな時間に、いろんな商品の種類や値段を比較検討しながら商品の選択ができるメリットがある反面、実際の商品を目で見て手に取って確認することができない、試着できない等のデメリットもあります。その分、売買契約が成立する前に、商品の説明文をよく読み、詳細に情報を調べて確認したり、他の商品や他店の商品と比較したりということを十分に行うことが必要となります。実際には、サービスとして返品の依頼に応じているお店が多いのですが、送料について返品する側の負担であったり、返品できない商品もあつたりするため、実店舗での買い物と同じく「よく考えて、選ぶ」ことが大切であることを児童たちに伝えてあげてください。

【D】買った服を返して買いなおしたい

いったん売買契約が成立すると、契約をなかったことにできなかったよね。やっぱりこっちの服がよかったというような勝手な理由で返品はできないよね。お金も当然、返してもらえないよね。売買契約が成立する前に、もっとよく調べて、このお店のものとは比べていればよかったのよね。

本問のテーマ：どこで、何を、いくらで買うか、よく比べて選ぼう！

このカードの事例は、本当にトラブルでしょうか？

後から他に安くてよく似た服が見つかったというのは、別の言い方をすれば、契約する前にもっといろいろな店の商品を見比べて、よく考えてから買う服を決めるべきであったということです。いったん成立した契約を、買った人（消費者）の一方的な都合でなかったことにはできません。このことは、前時の学習の際にも詳しく確認しました。契約が成立した時点がいつか、ということが重要である理由は、この成立時点以降、この契約の各当事者がそれぞれの一方的な都合で契約を取り消すことができなくなるからです。指導されるときは、前時の学習も振り返りながら、この点を児童たちがしっかり理解できるよう、繰り返し声かけをしてあげてください。